

入管庁総訓令第 号

出入国在留管理庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

出入国在留管理庁長官 丸 山 秀 治

出入国在留管理庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案

出入国在留管理庁行政文書管理規則（平成31年入管庁総訓第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後						改正前							
出入国在留管理庁行政文書管理規則						出入国在留管理庁行政文書管理規則							
目次、第1章～第11章（略）						目次、第1章～第11章（略）							
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準							
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例		事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例			
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯							
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) (略)	20年	・官報		1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) (略)	20年	・官報の写し			
		(6)官報公示 その他の 公布						官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）				(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）
		(7) (略)						(7) (略)					
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)～(5) (略)	20年	・官報		2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)～(5) (略)	20年	・官報の写し			
		(6)官報公示 その他の 公布						官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項ニ）				(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項ニ）

				ないものについては30年)	
3	政令の制定 又は改廃及びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)	20年	・官報
		(7) (略)			
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)~(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項ト)	20年	・官報
		(5) (略)			
5~10 (略)					
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)~(2) (略)			
		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由
		(4)~(6) (略)			
12~13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までのものを除く。)	①~④ (略) ⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)	10年	・官報
		(2) (略)			
15~29 (略)					

				ないものについては30年)	
3	政令の制定 又は改廃及びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)	20年	・官報の写し
		(7) (略)			
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)~(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項ト)	20年	・官報の写し
		(5) (略)			
5~10 (略)					
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)~(2) (略)			
		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	5年	・処分案 ・理由
		(4)~(6) (略)			
12~13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までのものを除く。)	①~④ (略) ⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)	10年	・官報の写し
		(2) (略)			
15~29 (略)					

備考 (略)

別表第2 (略)

備考 (略)

別表第2 (略)

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。